

習志野トリビア

Vol. 3

カードを見せてお得なサービスを受ける
メンバーズ優待カード在中



旧大沢家住宅

習志野市藤崎1-14-43 [森林公園内]

旧大沢家住宅は、寛文4年(1664)に建築された東日本最古級の古民家です。江戸時代に上総国長柄郡宮成村(現在の千葉県長生郡長生村)の名主をつとめた大沢家の住居として、昭和48年(1973)まで使用されていました。昭和51年、建築当初の姿に移築復原され、同年11月に開館しました。

かづきこくながらんみやなりむら

※社内でご回覧ください

発行所 習志野商工会議所 発行人 会頭 白鳥 豊

〒275-0016 習志野市津田沼4-11-14 TEL 047(452)6700 FAX 047(452)6744 HP <http://www.narashino-cci.or.jp> Eメール key21@narashino-cci.or.jp

目録報告

第57回通常議員総会を開催

6月23日(火)、商工会議所会館にて第57回通常議員総会が開催され、平成26年度事業報告と収支決算など、全8議案が承認されました。また、会員の皆様からとりまとめた地域経済および地域活力の再生に関する「要望・提言書」を、白鳥会頭から宮本市長へ直接手渡しました。



要望・提言内容(標題)

1. 商店会共同施設の維持管理に対する支援の拡充について
2. 芝園・茜浜地区交差点の渋滞緩和について
3. 工業地域内における街路灯の整備について
4. 優良工事表彰制度の創設について
5. 建設業退職金共済証紙の購入負担軽減について
6. 産業振興基本条例の徹底及び地元との取引促進について
7. 事業承継に対する支援制度の創設について
8. 創業しやすいまち習志野の環境整備について
9. 男女共同参画・女性就業促進の職場づくりの推進について
10. 地域を超えた交流・連携による地域ブランドの構築について

受賞 おめでとうございます

関東商工会議所連合会ベストアクション表彰



習志野市の玄関口として地域住民の生活文化の向上に重要な役割を担ってきました。約35haのエリアで進展中の「奏の杜」地区との連携をはじめ、昨年は賑わい補助金を活用した「イルミネーション事業」、「ドイツフェア」を開催。さらにJR津田沼駅南北の回遊性を高めるため、大型店、近隣商店街、大学、鉄道事業者との連携によって実現したスタンプラリー事業「津田沼ミラクル」などの開催により、地域の賑わい創出に貢献したとして津田沼南口商店会に関東商工会議所連合会ベストアクション表彰が授与されました。

目録報告 部会役員会を開催

習志野商工会議所4部会(商業・工業・サービス・建設)では、平成27年度第1回目の部会役員会を開催し、事業計画および収支予算について協議が行われ、原案どおり承認されました。(各部会の主な実施予定事業については下記のとおりです。)

商業部会 柏木清孝 部会長

- 商店街活動支援(助成金)事業
- 中小企業診断士による店舗診断「個店強化事業」
- 視察研修事業
- マップ等を活用した商工振興事業
- 地域資源活用事業

工業部会 樋口恵己 部会長

- 会員交流事業(工場見学会)
- 若手リーダー育成事業(海外視察研修)
- 展示会出展支援事業

サービス業部会 布施國雄 部会長

- 5商工会議所合同ビジネス情報交流会
- メンバーズ優待券事業
- 第4回金融機関意見交換会
- 金融セミナーの開催

建設業部会 鯨井徹 部会長

- 定例研修会(テーマ:業界時事、経営基盤・技術強化、経営革新等の分野より選定)
- 行政との研修会
- 行政との意見交換会
- 視察研修会

目録報告 新女性会長に吉野氏



女性会では、任期満了に伴う役員改選が行われ、新会長に吉野綾子氏(株津田沼運輸サービス)が選任されました。前会長の梓澤清子氏(有朱泉)は相談役に選任されました。

報告 女性会

上野村視察研修会を開催

女性会では6月18日(木)から19日(金)にかけて群馬県の上野村への視察研修会を実施しました。

習志野市が健康なまちづくりにおける相互応援に関する協定を締結している上野村を訪問し、村の自然豊かな地域資源を活かした健康づくり事業を視察。関東最大級の鍾乳洞の不二洞や、きのこセンターの見学、森林セラピーを体験しました。上野村の大自然にふれるとともに地場産品を使用した料理をいただき、上野村の温泉郷のやまびこ荘や、しおじの湯のやさしい泉質の温泉でリラックスするなど、上野村の極上の癒し体験プログラムを満喫しました。



国指定重要文化財 旧黒澤住宅前

募集

**街づくり戦術委員会主催セミナー
「奏の杜にみる街づくり」**

習志野市の次世代都市像である「奏の杜」のまちづくりから、市民・コミュニティが一体となった地域の主体性に期待するまちづくり運営を学ぶセミナーを開催します。ぜひ奮ってご参加ください。

住民・コミュニティが一体となった次世代の街づくり

日時 7月21日(火) 17時～18時

場所 習志野商工会議所

講師 習志野市 JR津田沼駅南口土地区画整理組合 所長 鑑谷聡氏

費用 無料(懇親会に参加される方は2,000円)

問合せ 経営室 岡畑

募集 建設業部会

行政との研究会・懇親会を開催

建設業部会では、会員企業に対して行政動向等に関する情報提供や研修機会を提供することで、今後の市内業者の健全な発展と社会貢献を促進することを目的に、習志野市行政担当者を講師に招き、地域経済の牽引役たる行政動向をテーマに研修会を開催します。情報収集・交流機会としてぜひご活用、ご参加ください。

日時 8月6日(木) 【研修会】15時30分～17時

【懇親会】17時～18時30分

場所 銀座アスター 津田沼賓館

講師 習志野市役所 担当者

費用 5,000円(懇親会費)

※研修会のみのご参加の方は無料

問合せ 中小企業支援室 山野井

募集 情報戦術委員会主催

情報セキュリティセミナーを開催

新たに情報セキュリティ対策の実施や、見直しの検討、セキュリティ対策の情報収集をしたい、勉強をしたいという中小企業の方々向けのセミナーを開催しますので、ぜひこの機会にご参加ください。

中小企業の情報セキュリティ対策とは
～進化するサイバー攻撃から情報を守れ！～

日時 8月7日(金) 15時～17時30分

場所 習志野商工会議所

講師 独立行政法人 情報処理推進機構 技術本部
セキュリティセンター 調査役 石井茂氏

受講料 【会員】無料 【一般】3,000円

定員 30名

問合せ 経営室 岡畑



特集 解説マイナンバー



平成28年1月から「社会保障・税番号制度」(マイナンバー制度)がスタートする予定です。行政だけでなく、民間企業も従業員などの番号を取り扱うため、民間企業はマイナンバーへの対応が急務となっています。今月号では、マイナンバー制度の概要、民間企業の対応策などについて解説します。

企業の対応は急務

■ 社会保障と税を一つの番号で管理

マイナンバー制度とは、住民票を持つ者全員に「個人番号」(法人には「法人番号」)を付して、行政手続などで利用する制度です。これにより、行政機関が保有する社会保障と税の情報が一つの番号で管理できるようになり、社会保障の不正受給の防止や、正確な所得把握などが可能になります。マイナンバー制度の開始に伴い、平成28年1月以降、社会保障関係の書類や税務関係の書類に、順次個人番号・法人番号を記載することが求められるようになります。

民間企業で必須となる3つのマイナンバーへの対応

- ①個人番号の収集(本人確認)
- ②個人番号の保管
- ③帳票への個人番号の記入と行政機関などへの提出

従って、民間企業で、①従業員・扶養親族、株主、取引先(支払調書を提出する取引先のみ)などから個人番号・法人番号を収集した上で、②これを保管し、③健康保険組合・年金事務所・ハローワークなどに提出する社会保障関係の書類に従業員などの個人番号を記載したり、税務署や都道府県に提出する源泉徴収票・支払調書・報告書などに従業員・株主・取引先などの個人番号・法人番号を記載する必要があります。つまり、マイナンバー制度への対応をしなくてよい民間企業は存在しません。

個人番号は、住民票があれば国籍や年齢を問わず全員に付番される12桁の数字です。平成27年10月に、市区町村から、住民票の住所宛てに、各個人の「通知カード」が郵送されることで通知されます。

■ 取り扱いには厳しい規制が

個人番号をその内容に含む個人情報のことを「特定個人情報」といいます。例えば、従業員の氏名・電話番号といった情報に個人番号が加わると「特定個人情報」になります(個人情報+個人番号=特定個人情報)。

この個人番号と特定個人情報は、取り扱いについて厳しい規制が存在します。例えば、民間企業は、原則として行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するために必要な場面以外で、個人番号を利用すると違法となります。

また、行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するために必要な場面以外での特定個人情報の第三者への提供、収集、保管も全て違法です。特定個人情報のデータベースなど(「特定個人情報ファイル」)も、行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するた

めに必要な範囲を超えて作成すると違法となります。

さらに、個人番号を取得する際には、必ず「本人確認」を行わなければなりません。具体的には、①番号確認(番号が間違っていないか否かの確認)、②身元(実在)確認(提供している人間がなりすましでない本人であることの確認)が必要です。この本人確認の実務をどのように構築するかが、民間企業におけるマイナンバー対応の最大の難所となります。

■ 来年1月スタート 対策は今年中に

マイナンバー運用スケジュール



民間企業は、平成28年1月から順次、行政機関などへ提出する書類に個人番号・法人番号を記載することが求められています。このため、今年中に、取り扱いの規制や本人確認の義務などを前提とした①個人番号の収集、②保管、③行政機関などへの提出のための業務とITシステムの構築を行わなければなりません。民間企業は、まさに待たなしの対応を迫られています。

手間のかかる本人確認

マイナンバー制度の下では、社会保障と税に関する書類に個人番号を記載する必要があります。

対象者	個人番号の記載が必要となる帳票の代表例	帳票への記載開始時期
従業員 扶養親族 など	税 源泉徴収票、扶養控除等(異動)申告書	平成28年分の給与所得などから
	雇用保険の書類	平成28年1月1日から
取引先	健康保険・厚生年金保険の書類	平成29年1月1日
	税 報酬、料金、契約金および賞金の支払調書 不動産の使用料などの支払調書	平成28年分の支払から
株主	税 配当、剰余金の分配および基金利息の支払調書	平成28年分の支払から(既存株主に3年間猶予)

そのため、民間企業は、源泉徴収票などの税務関係の書類と、社会保障関係の書類に、個人番号を記載するために、従業員とその扶養親族などの個人番号を収集する必要があります。また、支払調書を提出する取引を行っている取引先と株主からも、個人番号を収集する必要があります。個人番号の提供を受ける際に

4 マルケイ融資をご利用ください[年利1.25%で2,000万円まで(6月26日現在)。無担保・無保証人]

マルケイ融資とは、小規模企業の方が商工会議所の経営指導を経て、融資申込みをする「無担保・無保証・低利」の国の制度です!

は、必ず「本人確認」を行わなければなりません。具体的には、本人から提供を受ける場合には、①番号確認と②身元(実在)確認が必要となります。

本人から提供を受ける際の本人確認(原則)	
①番号確認	②身元(実在)確認
個人番号カード	
通知カード、住民票	運転免許所、旅券など

「番号確認」とは、番号が間違っていないか否かの確認であり、個人番号カード、通知カードまたは住民票で行うのが原則です。「身元(実在)確認」とは、提供している人間がなりすましでない本人であることの確認であり、個人番号カード、運転免許証または旅券などの顔写真付き身分証明書で行うのが原則です(これらの書類の提示が困難である場合には年金手帳や健康保険証などを2つ組み合わせて確認します)。

そのため、社内の誰が、どのようにして、従業員、取引先、株主などから通知カードや運転免許証などの提示を受けるのかを検討しておく必要があります。

また、代理人から提供を受ける場合には、①代理権の確認、②代理人の身元(実在)確認、③本人の番号確認が必要となります。代理人から提供を受ける場合の典型的な例は、国民年金の第3号被保険者関係届を、従業員を通じて会社が受領する場合です。

■例外を活用し負担を少なく

なお、「身元(実在)確認」(運転免許証・旅券などの確認)に関しては、①企業が書類に氏名・住所などをあらかじめ印字して配布し、その書類を用いて提供を受ける場合、②入社時に、運転免許証や旅券などで本人確認している企業において、対面で提供を受ける場合など、③一度本人確認した同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、対面である場合など、については不要となります。

代理人から提供を受ける際の本人確認(原則)	
①代理権の確認	
委任状(法定代理人の場合は戸籍謄本など)	
②代理人の身元(実在)確認	
運転免許証、旅券など	
③本人の番号確認	
個人番号カード、通知カード、住民票	

従業員、取引先、株主が多数に上る企業においては、本人確認の事務負担が非常に重くなるのが考えられます。本人確認については、前述の方法以外の多様な例外が定められているので、自社にとって最も負担の少ない方法を確立することが重要です。

安全管理措置が必要に

■廃棄・削除が義務

特定個人情報(個人番号が含まれた個人情報)は、個

人番号を記載した書面を行政機関に提出する場合など以外は保管してはなりません。従って、書面を提出する事務を行う必要がなくなった時点で個人番号を廃棄・削除しなければなりません。このように廃棄・削除が義務である点が、個人番号の大きな特徴です。例えば、従業員の個人番号は、退職後、「扶養控除等(異動)申告書」の法定保存期間である7年が経過した時点で、廃棄・削除する必要があります。

番号収集の準備を

平成28年1月以降、税と社会保険関係の書類に順次個人番号を記載して行政機関などに提出する必要があります。民間企業は平成27年中に何をしておくべきでしょうか。

平成27年10月の番号通知以降、個人番号を収集することが可能になります。従って、企業は9月末までに個人番号を受け入れる準備を行う必要があります。

例えば、誰から、いつ、どのように個人番号を収集するのか、また、収集した個人番号をどのように保管するのかなどを決めておく必要があります。

■従業員分は年末調整で

多くの企業にとって、取り扱う量が多い個人番号は、従業員およびその扶養親族などの個人番号となります。この個人番号はどのように収集することになるのででしょうか。

平成27年11月ごろから翌年1月にかけての年末調整時に、「平成28年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を従業員が会社に提出することになります。同申告書には、従業員および扶養親族などの個人番号が記載されていますので、これをもって個人番号を収集することが簡便かつ確実であると考えられます。

「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受ける際には、従業員本人の本人確認が必要となりますが、扶養親族などの本人確認は不要です。この点においても、同申告書の提出をもって個人番号の収集をすることには大きなメリットがあります。

従って、「扶養控除等(異動)申告書」によって個人番号を収集する際に、その個人番号を社会保険の届出事務などでも利用するために、利用目的の通知などをしておく必要があります。

■取引先や株主は個別に対応

取引先および株主からは、個別に個人番号を収集する必要があります。

取引先(講演を依頼する専門家や不動産のオーナーなど)については、担当者が訪問して対面で提供を受けるか、郵送でやりとりするなどして、個人番号を収集する必要があります。

株主についても、個別に収集するか、株主総会の招集通知の中に個人番号の提供および本人確認書類の同封を依頼する書面を同封し、返信するよう求めるなどして収集することになります。

(牛島総合法律事務所 弁護士・影島 広泰)

加入者限定プレゼントもあります

**あじさい共済を
ご利用ください!**



習志野商工会議所では、会員事業所の福利厚生
の充実を目的とした共済制度「あじさい共済」を
ご提供しています。

事業主の方をはじめ、従業員の方々の“いざ”
という時のため、安い掛金で充実した保障を請け
られますのでぜひご加入をご検討ください。

こんなにお得なあじさい共済!

- 月々 800 円 / 1 口から幅広い保障!
- 見舞金、独自の祝い金制度が充実!
- 毎年余剰金があれば配当金も!
- 1 年更新で医師の審査なし!
- 業務上・業務外問わず 24 時間保障!

習志野商工会議所独自の給付制度!

病気による入院、事故による見舞金はもちろん、結婚
祝金、出産祝金、資格取得祝金、満了祝金などケガや
病気以外にも幅広い保障を受けることができます!

加入者限定の還元事業もあります!

毎年加入者限定のお楽しみプレゼント企画を実施し
ています。

加入者には当所主催健康診断を最大 2,000 円割引!

あじさい共済加入者還元事業の一環として、当所が毎年
春・秋に実施している「巡回一般健康診断」の受診料を 1,000
円～ 2,000 円 (口数に応じて) の助成が受けられます!

加入者限定夏休みプレゼント

千葉ロッテ戦観戦チケットプレゼント!

QVC マリンフィールド

**ロッテマリーンズ VS オリックスバファローズ
2 名 1 組 10 事業所様ご招待! (内野指定席 A)**

日時 8 月 29 日(土) 17 時プレイボール
応募方法 同封の申込書にご記入のうえ、FAX にて
お申込みください。
応募資格 あじさい共済加入事業所
締切 平成 27 年 7 月 24 日(金)必着
当選発表 当選者には直接ご連絡をするとともに、商工
習志野 8 月号 (8 月 10 日頃) にて掲載します。
問合せ 習志野商工会議所 柴崎・鈴木
FAX : 047 (452) 6744

無料 会員限定サービス

商工習志野でお店をPRしませんか?

習志野商工会議所会報紙「商工習志野」(毎月10日約
2,000部発行)の8面カラーページに掲載している会
員事業所紹介ページ「あの店・あの工場」への掲載事業
所を募集しています。

習志野商工会議所の会員であれば業種は問いませ
ん!! しかも掲載料は無料! ぜひこの機会に事業所
PRとしてご活用ください!

HP ページでもご紹介!!

当所ホームページにて、商工習志野掲載から1か月
間ご紹介ページ掲載を行っております。
※お申込みいただきましたら、当所担当者が取材、写
真撮影等でお伺いさせていただきます!

有杉田モータース

住所: 習志野市富田 1-9-5
TEL: 047 (452) 0752 (西武工場) FAX: 047 (452) 0754
営業時間: 8 時 30 分～ 18 時 定休日: 日曜日・祝日
HP: <http://www.ariyashida.co.jp/sugishima/>

車検、定期点検、钣金、一般修理、新車・中古車販
売を主に行う、昭和 38 年創業、地元習志野市で 51 年
営業を続けている「有杉田モータース」
整備はもちろんのこと、車のご相談をしてい
ただければ何でも対応しています。法人から一般のお
客様まで幅広く、ちょっとしたことでも親身になっ
て対応していただけます。お車でお困りの際はご連絡
してあげてください。

スクールIE 宮野木校

住所: 千葉市花見川区宮野木 455-5 代表者: 山田 貴弘さん
TEL: 043 (375) 4380 FAX: 043 (376) 1893
営業時間: 14 時～ 21 時 40 分 定休日: 日曜日・祝日
HP: <http://www.schoolie-net.jp/class/top/5467/>

やる気スイッチ ON の CM でお馴染みの「スクール
IE」宮野木校は明るく元気な学習気の教室です。毎日多
くの授業を実施しているほか、積極的に自習をする生
徒さんも多くみられます。
お子様の夢、目標に合わせて、コースを選ぶことが
出来るので効率良く成績を伸ばすことができます。随
時無料体験学習も受け付けています。学習習慣の第 1 歩
を始めてはいかがでしょうか。

問合せ 習志野商工会議所 経営室 柴崎
TEL: 047 (452) 6700 FAX: 047 (452) 6744
メール: shibasaki@narashino-cci.or.jp

お知らせ 募集

習志野商工会議所
TEL: 047 (452) 6700

募集

売れる仕組みの作り方教えます

日時 7月13日(月)
13時30分～17時
場所 習志野商工会議所
内容 顧客に選ばれるポイントや、売れる仕組みの作り方について
講師 よろず支援コーディネーター 岩瀬敦智氏

費用 無料

定員 30名

パソコン会計入門セミナー

日時 7月14日(火)
13時～16時30分
場所 習志野商工会議所
内容 パソコン会計導入設定のポイント、帳票入力(演習)など
※弥生15シリーズ体験版 DVD-ROMプレゼント

費用 会員3,000円 一般5,000円

定員 10名

婚活支援セミナー～独身者が結婚しない現状と今どきの婚活～

日時 7月16日(木)
17時30分～19時
場所 習志野商工会議所
内容 結婚しない独身者、結婚限界年齢とは
講師 日本ブライダル連盟 浅井正輝氏

費用 無料

定員 40名

ビジネスチャンスは溢れている！ とらえて、動いて、売上アップ

日時 7月24日(金) 14時～16時

場所 習志野商工会議所
内容 見逃しがちなビジネスチャンスや、地元だからできる売上アップの「4つの方法」についてなど

講師 牛島経営財務コンサルティング 牛島邦秀氏

費用 無料

定員 40名

企業における「マイナンバー制度」 実務対応セミナー

日時 7月31日(金) 14時～16時
場所 習志野商工会議所
内容 マイナンバー制度とは、どんな準備をしなければならないのか、個人情報管理

講師 中小企業診断士 秋島一雄氏

費用 無料

定員 40名

お知らせ

日本大学野球部東都大学野球1部昇格

習志野市新栄にグラウンドを構える日本大学野球部が、東都大学野球春季リーグ1部2部入替戦(対 拓殖大学)に勝利し、7季ぶりに1部昇格を決めました。

習志野市内を走るコミュニティバスの「ハッピーバス」に広告を出してみませんか？

ハッピーバスは新津田沼駅、新習志野駅、京成津田沼駅、京成大久保駅等を経由し、1日約1,400人の方が利用しています。事業PR等に是非ご活用ください。

※ハッピーバスは京成バス(株)が事業主体となり運行しています。

(注)広告掲載基準は「習志野市広告掲出の取扱に関する基本要綱」に基づきます。

■広告の種類

- ①ポスター B3
1枚 1週間 5,000円
1か月 16,000円
- ②ステッカー (200mm×500mm)
1か月 4,000円から
- ③Hポール(運転席後ろ) B3
1枚 1か月 24,000円

※広告料には別途消費税が必要です。上記広告の種類は一例です。詳細は習志野市ホームページの「ハッピーバス」からご確認ください。

■お問合せ 習志野市都市計画課

TEL: 047 (451) 1151

働く男女に優しい企業を知事が表彰します！

千葉県では、仕事と家庭の両立支援や女性の登用・職域拡大等に取り組んでいる県内の事業所を表彰し、ホームページなどで広く紹介しています。

※応募方法、詳細は千葉県男女共同参画課ホームページにてご確認ください。

習志野市開発公社からのお知らせ

7月13日より、習志野市開発公社の事務所を次の場所に移転しますので、お知らせします。

【移転先】習志野市秋津3-7-1中央消防署秋津出張所 4階

TEL: 047 (454) 1201

(変更ありません)

平成27年国勢調査を実施します

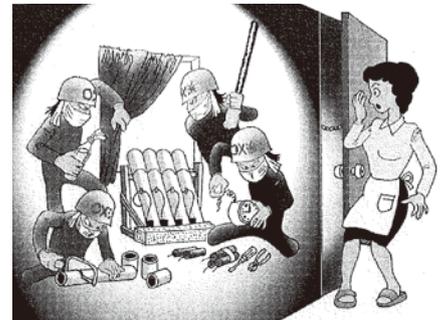
平成27年10月1日を基準日として国内に住む人全員を対象とする国勢調査を実施します。

国勢調査は統計法に基づいて5年に1度行われる、最も重要な統計調査です。皆様のご協力をお願いいたします。

問合せ 習志野市国勢調査実施本部

TEL: 047 (489) 1653

過激派アジト発見にご協力を



あれ？変だな…と思ったら

習志野警察署 TEL: 047 (474) 0110

千葉県警察本部 110番または

TEL: 043 (201) 0110

<http://www.police.pref.chiba.jp/>



ヒラオ人材開発センター



HP QRコード



住所：船橋市前原西 2-34-10 米本ビル 5F 代表者名：平尾 洋介さん
TEL：047 (493) 3815 FAX：047 (493) 3815
営業時間：9時～14時 30分・16時～20時 50分
定休日：土日祝日 HP：http://hiraoh-hdc.jimdo.com/

「ヒラオ人材開発センター」では、国の「求職者支援制度」に基づく求職者支援訓練を開講しています。2011年の開校以来、経理と人事・労務の2つを学べる訓練を実施しており、資格取得、求職活動が効率的に進むようノウハウを伝えながらサポートをしています。また、訓練は昼間・夜間実施しており、開講時期は異なりますが都合の良いコースを選ぶことができますので、求職でお悩みの方はお気軽にご相談ください。

レストヴィラ津田沼



HP QRコード



住所：船橋市中野木 2-3-32 代表者名：堅田 昭彦さん
TEL：047 (403) 6541 FAX：047 (403) 6556
営業時間：9時～18時（受付）
HP：http://www.wataminokaigo.co.jp/

全国114ホーム。千葉県内に11ホーム展開する「ワタミの介護」が運営する有料老人ホーム「レストヴィラ津田沼」。前原団地そばの中野木川公園に隣接し、閑静な住宅街にて「ホームはご入居者様の幸せのためだけにある」というホームの基本理念に基づいて運営しています。「介護にお悩みの方」、「老人ホームに興味のある方」随時、ご見学承っていますのでお気軽にお問い合わせください。

一般社団法人日本スポーツ麻雀協会



HP QRコード



住所：船橋市前原西 2-14-1-209 (スポーツ麻雀道場千草 内)
代表者名：村上 泰憲さん
TEL：047 (478) 1070 FAX：047 (478) 1072
営業時間：8時～24時 定休日：年中無休 (12/31、1/1を除く)
HP：http://sportsmahjong.com/index.html

健康で健全なスポーツ麻雀を普及させるべく活動を行っている「(一社)日本スポーツ麻雀協会」。

麻雀を通じて頭、手足の運動、ストレス解消など年配の方を対象に普及活動を行っており、上級者から初心者まで楽しく麻雀をプレーしています。麻雀をやったことがない方を対象とした麻雀教室を毎週火曜日に開催しており、多くの方々が足を運んでいます。ご興味ある方はぜひ一度お気軽にお問い合わせください。

みもみの里 おてて



地図 QRコード



住所：習志野市実羽 4-12-22 代表者名：目黒 住江さん
TEL：047 (493) 4114
営業時間：17時～24時 定休日：不定休

京成実羽駅より徒歩5分ほどの場所にある「みもみの里おてて」。

店内はカウンター席のほか、座敷もありますので大人数での宴会なども対応もいただけます。

料理はお酒に合うおつまみから、お食事メニューも豊富で、すべて手造りの家庭の味を楽しむことができます。お近くの方はぜひ足を運んでみてはいかがでしょうか。